

ねもとリハ特化型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、ねもとリハビリテーション株式会社が開設するねもとリハ特化通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護（支援）状態にある利用者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な（介護予防）通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護（支援）者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 指定（介護予防）通所介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、要介護（支援）者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ねもとリハ特化型通所介護事業所
- (2) 所 在 地 京都府与謝郡与謝野町字明石 1262-1
- (3) 事業単位 2単位
- (4) 利用定員 午前20名、午後20名

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1人（常勤、生活相談員と兼務）：管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員1人（常勤、管理者と兼務）：生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 介護職員3人（常勤）：介護職員は、利用者の介助及び援助を行う。
- (4) 機能訓練指導員2名（常勤）：機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、土祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く。
- (2) 営業時間：8時30分～17時30分
- (3) サービス提供時間：8時30分～12時30分、13時30分～17時30分

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割の支払いを受けるものとする。

- (1) 日常生活動作の機能訓練

- (2) 健康状態チェック
- (3) 生活指導
- (4) レクリエーション
- (5) 送迎

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

（緊急時等における対応方法）

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、京都府、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、与謝野町明石とする。

（非常災害対策）

第10条 非常災害に備え、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第12条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

(1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示することとする。

- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行うものとする。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わないこととする。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこととする。
- (5) 金銭等の管理は各自で行うこととする。
- (6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこととする。

(衛生管理等)

第 13 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、ねもとリハビリテーション（株）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 施設は虐待の防止に努めるため、以下の措置を（令和 6 年 3 月 31 日までに）行う

① 虐待防止のための指針を設ける

② 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する

③ 虐待防止委員会の委員長を、施設の虐待防止にかかる措置の担当者とする

④ 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う

⑤ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する

(業務継続計画)

第 16 条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について事業 継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練 などを実施する。

2 事業継続計画は、以下の 2 つの事態に対応するものとする

① 非常災害時

② 感染症蔓延時

3 上記について、定期的な訓練・研修等を行う

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日に改正する。

令和 6 年 4 月 1 日に改正する。